

1 日時

令和6年10月16日（水）15時00分～16時00分

2 場所

大阪市役所5階 大応接室

3 出席者

横山市長、高橋副市長、山本副市長、西山副市長、政策企画室長、教育長、環境局長、危機管理監、危機管理室長

※上記以外の所属長は Microsoft Teams による WEB 参加

4 議事内容

【危機管理室応急対策担当課長】

- ・ 只今より、大阪市災害等支援対策本部会議を開催する。
- ・ 本会議は、Teams を利用した Web 会議にて、全所属長に参加いただいている。
- ・ まずは、冒頭、市長から挨拶をいただく。

【横山市長】

- ・ 令和6年能登半島地震の被災から約10ヵ月が経過し、この間、多くの職員の皆さんに現地に入っただき、大変な状況で対応を続けていただいた。
- ・ その後、フェーズも変わっていく中、順次対応を続けていただき本当に感謝を申し上げます。
- ・ また、先月発生した能登地方での大雨について、令和6年能登半島地震の後に雨が続き、大変な状況となっている。それに合わせて対応いただいた職員の皆さんに感謝申し上げます。
- ・ 本日開催する第3回目の大阪市災害等支援対策本部会議については、令和6年能登半島地震並びに風水害に係る支援の状況について、これまでの本市の支援実施状況を確認するとともに、被災状況等を踏まえた本市防災対策の各所属での取り組み並びに今後の方向性について報告いただき、共有していきたい。
- ・ 8月には初めて南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された。また、地震の後に大雨の災害が起こる複合災害の可能性もある。
- ・ 協議の上、本市としてどういう対応していくのかについて、全員で危機感を持って共有していきたいと思うので、よろしくお願いします。

【応急対策担当課長】

- ・ それでは、次第に基づいて進行していく。

- ・ まずは、1点目の議題である、発災から現在に至るまでの各所属の支援実施状況についてである。
- ・ 会議時間も限られていることから、前回会議と同様に危機管理室からまとめて報告をお願いする。

【危機管理室長】＜議題1 資料：2ページ～5ページ＞

- ・ それでは、能登半島地震に係る本市からの支援実施状況について、危機管理室事務局より報告する。
- ・ 資料「令和6年能登半島地震に係る支援実施状況について」の2ページをご覧ください。
- ・ まず、「人的支援」である。「人的支援」については、前回、4月23日の第2回支援対策本部会議以降、6月1日をもって、避難所運営の支援など、応急的な業務については終了しており、現在は、水道局、建設局、都市整備局において、ライフラインの復旧に係る業務に、長期の派遣を継続し行っている状況である。
- ・ 派遣人数総数としては、ただいま申し上げた長期派遣者を除き、9月30日時点で延べ1,798名、11,401人日となった。
- ・ なお、参考までに、今般の能登地方での大雨被害に対しても、消防局からは緊急消防援助隊大阪府隊として、延べ202名、911人日の職員を派遣、主に輪島市での人命救助に従事し、10月3日をもって活動を終了している。詳細説明は割愛するが、最終ページに活動概要を添付しているので、後ほど確認いただきたい。
- ・ 続いて、3ページをご覧ください。
- ・ 「物的支援」については、前回の報告以降、特段の要請はいただいております、変更はない。
- ・ 続いて、4ページをご覧ください。
- ・ 「その他の支援」についても、前回の報告時から特段、変更はないが、1月11日から受付を開始した義援金については、前回、報告した際には、3月末時点で3,423万円と申し上げたが、現在、9月末時点で3,889万円をお預かりしている。
- ・ 最後になるが、最下段にこれまでの支援に係る経費を記載しており、令和5年度総額は約2億7,500万円、令和6年度見込み額は約8,100万円となっている。これらの経費に係る財源については、災害救助法適用による求償約7,300万円や国庫支出金約1億円など、特定財源全体で約2億4,500万円が見込まれる他、特別交付税等として約1億1,200万円の見込みとなっている。
- ・ 以上、能登半島地震に係る支援実施状況について報告申し上げたが、市長の挨拶にもあったとおり、被災地においては、震災からの復旧復興に取り組まれているなか、大雨に伴う被害により、更なる困難に直面されている。今後の被災地への支援についても、引き続き、関係機関との連携を密に、適切に対応してまいりたいと考えている。

【危機管理室応急対策担当課長】

- ・ 市長、副市長、質問等はあるか。

【高橋副市長】

- ・ 能登半島の被災地の復旧復興に向けて、特に大切になるのが災害廃棄物の処理になると思うが、受入れ状況について教えていただきたい。

【環境局長】

- ・ 広域処理については、環境施設組合において関係先と鋭意、協議調整中である。
- ・ 先般、環境省災害廃棄物対策室へ職員を派遣し、被災地の現地視察も実施している。
- ・ 被災地の状況や受入れに係る事務手続き等を確認したところである。
- ・ 被災地より搬入車両の試験走行について依頼があり、10月中を目途に日程調整するとともに、被災地との協定の締結を進めている。
- ・ 大阪市を含む構成市のごみ処理事業に影響のない範囲において、受入れを進めている。
- ・ 被災地の搬出体制が整い次第、順次受入れる予定である。
- ・ 工場の規模からして、平野工場、舞洲工場及び八尾工場の3工場が可能だと考えているが、当該工場の周辺状況もあるため、適宜検討していきたい。

【高橋副市長】

- ・ 調整よろしくお願いしたい。

【危機管理室応急対策担当課長】

- ・ 引き続き2点目の議題に移る。
- ・ 2点目の議題は、能登半島地震を踏まえた本市の防災対策等についてである。
- ・ 前回会議で確認した対策の方向性に基づき、関係所属において具体的な対策を検討してきたところである。
- ・ それでは、早速、各所属から報告いただく。
- ・ なお、対策を検討するにあたり、課題項目及び分類等について前回会議時より改めて整理し直している。
- ・ まずは、「1. 避難所等における良好な生活環境の確保」、「(1) 水の確保」の課題のうち、「入浴用・洗濯用の水の確保」について、水道局から報告をお願いする。

【水道局長】＜議題2資料：3ページ＞

- ・ 避難所等における「入浴用・洗濯用の水の確保」については、相当な水量の供給が必要となり給水車による運搬給水では限界があることから、入浴用・洗濯用の施設への給水ルートの応急復旧活動に優先的に取り組むこととしている。

- ・ 具体的には、災害時における「水の確保」については、まずは生命維持に必要な飲料水・医療用水の充足に向けて、仮設給水栓の開設や災害時医療機関、福祉避難所等へ給水車による運搬給水やこれらの施設への給水ルートの応急復旧に最優先で取り組みつつ、順次、入浴用・洗濯用の施設への給水ルートの応急復旧に着手することとしている。
- ・ 入浴用・洗濯用の施設への給水ルートの応急復旧活動については、この後報告があるが、入浴支援は一般公衆浴場、洗濯支援はクリーニング事業者による支援という方向性が一定示されていることから、今後、関係所属との連携を密にし、これらの運用方針や対象となる一般公衆浴場や洗濯支援を行うクリーニング事業者の施設等についての検討状況を踏まえながら、これらの施設に至る給水ルートの応急復旧を優先的に行うこと等について、局の応急復旧計画に反映していく。

【危機管理室応急対策担当課長】

- ・ 続いて、「消防用水・生活雑用水の確保」について建設局より報告いただいた後、危機管理室から補足をお願いする。

【建設局長】＜議題2資料：4ページ＞

- ・ 避難所における良好な生活環境の確保のうち、「消防用水・生活雑用水の確保」について、災害発生時に上水道の供給が停止した場合に備えて、下水処理水を防火用水や生活雑用水として活用できるよう、下水処理場内に採水口を設置するなど整備を進めている。
- ・ 現在、市内12か所の下水処理場の内9か所で整備が完了しており、残り3か所についても令和8年度までに順次、整備する予定である。
- ・ また、避難所への運搬スキームや貯水方法については、関係所属と調整を進め、今年度中に作成を進めていく。

【危機管理監】＜議題2資料：4ページ＞

- ・ 下水処理場から各避難所への運搬スキームについて、補足説明をする。①洗浄車等による供給について、既に1社と協定締結済みである。更に散水車等を保有する民間事業者と締結を進めていく予定である。また②大型ポリタンクを所有する事業者とも協定を締結し、③マニュアルを関係所属と調整し作成していく。
- ・ これらの対策を進めるにあたり、既存計画の修正等が必要であり、地域防災計画を修正し、運搬に係るルール等のマニュアルを新規作成する。

【危機管理室応急対策担当課長】

- ・ 続いて、「井戸水等の活用」について、危機管理室、経済戦略局の順に報告をお願いする。

【危機管理監】＜議題 2 資料：5 ページ＞

- ・ 「井戸水等の活用」について、これも生活雑用水としての活用になる。
- ・ 他都市の状況を踏まえ、災害時協力井戸制度を本市においても導入し、現在、市内に 339 か所あるが、協力を働きかけ、登録を進めていく。登録いただくと、図面のようなステッカーを協力井戸に設置し、周知も図っていく。
- ・ また、制度導入に向け、令和 6 年度中に、災害時生活用水確保事業実施要綱を新規作成する。

【経済戦略局長】＜議題 2 資料：5 ページ＞

- ・ 「防災活動に関する協定を締結している農業用井戸水の活用」について、説明する。
- ・ 市内には農業用井戸が大阪府への届出ペースで 235 本あるが、大阪市住道土地改良区の管理する井戸のうち、災害時に活用可能なもの 4 本について、防災活動に関する協定を令和 3 年 3 月 30 日に締結している。
- ・ これに基づき、今般、住道土地改良区と、災害時における農業用井戸の使用にあたっての手順や条件等を整理し、具体的な運用方法について、取りまとめた。
- ・ 今後、令和 6 年度中に、東住吉区役所と連携し、災害時において、実際に、農業用井戸を利用される地域住民の皆様への周知を図っていく。
- ・ また、その他の農業用井戸については、主に耕作者や農地所有者である個人が所有する私有物件であり、井戸の管理や設備の操作についても、その所有者が行っているものが多いことから、土地改良区では、災害時の対応に限界があるとのことである。
- ・ このため、危機管理室において令和 7 年度に導入される「災害時協力井戸制度」を、土地改良区等を通じて、農業用井戸を所有する個人に周知し、登録を働きかけ、災害時の農業用井戸の活用につなげていく。

【危機管理室応急対策担当課長】

- ・ 続いて、「（2）避難者の排泄機会の確保」の課題のうち、「排便処理セットの追加購入」について、危機管理室より報告をお願いします。

【危機管理監】＜議題 2 資料：6 ページ＞

- ・ 排便処理セットの追加購入であるが、5 月に補正予算を計上し、一人一日 5 回分を確保するため、残りの 12,993 セットを 11 月に契約し、2 月に完納予定としている。
- ・ 大阪市避難所運営にかかる備蓄計画はこの点を修正済みであり、今後国や府の備蓄方針の修正があれば、本市の備蓄計画にも反映していく。

【危機管理室応急対策担当課長】

- ・ 続いて、「マンホールトイレの開設を地域住民ができるスキームづくり」について、建設局より報告をお願いする。

【建設局長】＜議題2 資料：7 ページ＞

- ・ マンホールトイレの開設については、災害発生時に区災害対策本部からの要請を受けて建設局が行うこととなっている。
- ・ しかし、大規模災害が発生した場合には、開設までに時間がかかることも想定されるため、できる限り早期にマンホールトイレを開設できるよう、これまでの建設局がマンホールトイレを開設するスキームに加え、他都市事例等を基に地域住民がマンホールトイレを開設できるスキーム案を作成し、区長会の「くらし・安全・防災部会」で承認を受けた。
- ・ 今後は、できるところから順次、地域住民による早期開設スキームを実施していくため、「防災担当課長会議」で周知した。
- ・ 現在、北区など複数の広域避難場所で、早期開設スキームの実施に向けて地域住民や区役所と調整を進めている。
- ・ なお、開設にあたり地域住民の安全性を確保するため、マンホールトイレ組立マニュアルを作成し、設置訓練等の指導を行うこととする。
- ・ また、仮囲いの保管場所が必要となることから、候補場所の調査を行いつつ、近隣に保管できる広域避難場所から進めていく。

【危機管理室応急対策担当課長】

- ・ 続いて、「（3）避難所等の適切な運営」の課題のうち、「空調整備」について、教育委員会事務局から報告をお願いする。

【教育長】＜議題2 資料：8 ページ＞

- ・ 小学校の体育館への空調設備の整備に関して、整備の迅速性などの観点から PFI 手法を採用することとし、令和7年度中の PFI 事業者との契約締結を目指して進めている。
- ・ 今年度においては、6月に現場調査業務委託の契約を締結し、現在、室外機の設置場所の現地調査を進めている。
- ・ また並行して、空調機の整備スケジュールの検討や整備費の算出に必要な市場調査と PFI 事業者の選定に向けたアドバイザリー業務を実施するために、6月にコンサルタント業務委託契約を締結し、現在、市場調査を行っている。
- ・ 詳細なスケジュールの決定はこれからであるが、できる限り早期の整備に向け、引き続き進めていきたいと考えている。

【危機管理室応急対策担当課長】

- ・ 続いて、「入浴、洗濯等」から、「2. 備蓄体制の強化」、「3. 受援体制の整備」の課題までを危機管理室よりまとめて報告をお願いする。

【危機管理監】＜議題2 資料：9 ページ～16 ページ＞

- ・ 「入浴支援」については、大阪府公衆浴場生活衛生同業組合と、詳細な規定はないが、ご協力いただく協定は締結されている。能登半島地震を踏まえて、内閣府から入浴について無料で利用できるよう連携強化を図るべく通知が都道府県に発出されており、今後大阪府の方針に沿って、入浴支援の対象者の範囲や事業者への費用の支払い手続きなどについて、関係所属と連携して組合と調整をしていく。また、「洗濯支援」についても、入浴と同様に組合と協議を進めていく。
- ・ 「円滑な物資調達」や配送関係について、地域防災計画で配送班を定めているが、災害時に迅速円滑に行動できるよう各々の役割を詳細に決定していく。
- ・ 「温かい食事」については、ほっかほっか亭と協定を締結済みだが、今後も民間事業者との協定拡充を進めていく。
- ・ 「物資搬送」については大阪府トラック協会と協定を締結しており、9月に訓練を実施している。更に配送の協定拡充のため、8月にアート引っ越しセンターなどと締結をしており、引き続き拡充を進めていく。
- ・ 「動物・ペットとの同行避難」について、区役所、健康局、危機管理室で連携して取り組みを進めることとし、区長会議のWGで同行避難に向けた検討を実施しており、平常時の備えや発災時の対応をとりまとめ、避難所開設・運営ガイドラインに反映していく。また、図面にあるチラシを獣医師会と連携して飼い主へ提供し、啓発の取り組みを進める。そして、発災時にペットを預かっていただける民間事業者との協定拡充を進めていく。
- ・ 「避難所集約のスキームづくり」について、区長会議のWGで集約避難所にふさわしい施設の条件整理、組織体制、必要な物資などについて取りまとめ、避難所開設運営ガイドラインへ反映していく。また、避難所集約や避難の長期化も踏まえて避難所を更に確保しておく必要があり、避難所等に指定していない11か所のスポーツセンターについて、指定に向け各区で調整中である。
- ・ 「2次避難所の確保」について、大阪府において民間宿泊施設等と協定締結をいただいている。令和6年1月時点で125施設である。大阪市としても府の締結対象外の施設である民泊施設やウィークリーマンション等を中心に更なる確保を進める。そして、2次避難を要する要配慮者を選定する考え方を危機管理室と関係所属で検討整理する。また車中泊避難用スペースのリストも作成する予定である。
- ・ 「津波避難ビルでの備蓄物資の確保」について、南海トラフ巨大地震の発生確率が高い状況であり、津波避難ビルへ避難された方が、消防局等による救助が来るまでの間に命をつなぐため、まずは湾岸9区において、津波避難ビル管理者の意見を伺いながら各区において大きな5施設を選定いただき、備蓄物資を配備する。年度内の配備を

目指し、危機管理室の支援として、飲料水、食糧、排便処理セットを市備蓄倉庫から提供する。

- ・ 「応援職員の円滑な配分・管理」について、総務局と整理を行い、本年度内に受援計画の見直しを実施する。主な内容としては、受援事務にかかる連絡様式を改善するとともに、事務処理の詳細を定めて円滑化をはかる。また、職員参集予測の活用だが、各所属の派遣可能な職員数や不足人員を事前に予測しておき、プッシュ型の迅速な派遣を図れるようにする。
- ・ 「応援職員の宿泊場所」として活用可能な公共施設についてリスト化する。民間宿泊施設についても協定による確保を進めリスト化する。また、宿泊場所ともなるキャンピングカーについて、民間事業者と協定を10月末に締結する。

【危機管理室応急対策担当課長】

- ・ 続いて、「4. 迅速な災害復旧・復興対策」、「(1) 関係機関との連携体制の整備・強化」、「上下水道が連携した応急復旧の取組み」の課題について、建設局よりまとめて報告をお願いする。

【建設局長】＜議題2資料：17ページ＞

- ・ 能登地震の災害支援活動において、上下水道が連携した復旧活動として上水道の復旧を優先して行う避難所や病院といった重要施設に対して、上水道の復旧に合わせた形で下水道の流下機能を確保する応急復旧活動を行うことで、効果的に被災地の衛生環境改善が図られている。大阪市においも、大規模災害が発生した際に避難所等の衛生環境を早期に改善できるよう、両局で災害時の応急活動における上下水道の連携に関する勉強会を実施し、大阪市水道局事業継続計画及び建設局災害応急対策実施マニュアルの改定を行っていく。
- ・ 主な改善内容だが、3点あり、1つ目は水道局から提供された災害拠点病院等の重要施設の情報に基づき、あらかじめ下水道の排水ルートを特定し、発災直後に行う緊急点検実施箇所に位置付けをしていく。
- ・ 2点目は発災後、上水道の復旧計画に合わせて、下水管の流下機能を確保するための応急復旧活動を整理し、行動計画に追加をしていく。
- ・ 3点目は災害時における上水道と下水道の共有すべき情報として、具体的な連絡先や担当窓口について追記を行い、より実効性のある連絡体制に強化をしていく。
- ・ 引き続き両局で勉強会を実施し、来年度からの運用に向けて進めていきたいと思っている。

【危機管理室応急対策担当課長】

- ・ 続いて、(2) 被害認定調査業務の効率化及び平準化 (3) 公費解体の課題について危機管理室よりまとめて報告をお願いする。

【危機管理監】＜議題 2 資料：18 ページ～19 ページ＞

- ・ 「被災者支援システムの更新」だが、これは被害認定調査だとか、罹災証明書の発行事務のためのシステムで、他都市からも応援をいただきながら進める事務であり、政令市をはじめとして多くの自治体で採用されているシステムを本市としても導入する。令和 7 年度に導入をして運用を開始する。内容としては、紙で記載していた調査結果をタブレットで実施できるようにし、家屋損害割合の計算なども手作業から自動計算できるようなシステムである。
- ・ 「公費解体にかかるスキーム作り」だが、能登半島地震を踏まえて、環境省にて公費解体撤去マニュアルが策定され通知もきている。関係所属と連携をし、役割分担などの整理を行い既存の事務処理要領を修正していく予定である。フロー案に示しているような工事契約、申請受付審査、現地調査などの役割分担を関係所属で検討して整理をしていく。

【危機管理室応急担当課長】

- ・ 続いて、（４）災害廃棄物処理、災害廃棄物の仮置場確保と処理体制の課題について環境局より報告をお願いする。

【環境局長】＜議題 2 資料：20 ページ＞

- ・ 環境局では、平成 29 年 3 月に大阪市災害廃棄物処理基本計画を策定し、南海トラフ巨大地震及び上町断層帯地震発生時の災害廃棄物の発生量と仮置場の必要面積を推計している。その後、近年の大規模災害での実態を踏まえ、環境省から新たな災害廃棄物の発生量の推計方法が示され、現在、災害廃棄物の発生量の再推計を行っているところだが、相当な量の災害廃棄物の発生が予想される。災害廃棄物は一時的に多量な発生が見込まれるとともに、再利用・再資源化、焼却など処理内容に応じた分別が必要となるほか、大阪広域環境施設組合の焼却工場などの受け入れ能力にも限りがあり、発生した災害廃棄物を一時仮置する場所が必要となる。当然、北港処分地の最大限の活用を行うが、到底必要面積には足りないと思われる。
- ・ また、仮置場として望ましい土地には一定規模の面積が必要となるなど制約があり、利用可能な市内の公有地は限られる。
- ・ 災害廃棄物を円滑に処理するためには、市内の候補地を最大限活用していく必要があるので、今後関係局と仮置場の利用について協議を行っていくとともに大阪広域環境施設組合とも緊密に連携をして円滑な処理体制の構築に取り組んでいく。

【危機管理室応急対策担当課長】

- ・ 続いて、「5 その他」の課題として、「帰宅困難者対策」、「被災地派遣時の業務における給与面の措置」について、危機管理室より報告をお願いする。

【危機管理監】＜議題 2 資料：21 ページ～22 ページ＞

- ・ 「帰宅困難者対策」について、一時滞在施設の確保については 6.3 万人の目標に対して、現在 6.1 万人まで達成できている。また、右側に記載している一時滞在施設への備蓄物資の配備であるが、保管いただける一時滞在施設を現在調整中であり、保管不可の施設分については、本市の倉庫等に保管をして、トータル 6.3 万人分の備蓄物資を本年度中に配備する。
- ・ また、防災アプリの情報発信強化だが、一時滞在施設の位置を防災マップに先週表示した。一時滞在施設の更なる確保に努めるとともに、デジタルサイネージなどの協力を得て、情報発信の強化を図っていく。そして災害時における帰宅困難者対応マニュアルを新たに作成して、万博が開催される来年度以降、円滑に対応できるようにしっかりと準備を整えていく。
- ・ 「給与面の措置」についてだが、5 月に条例改正をして災害応急作業等派遣手当を支給するようにして、1 月 1 日に遡っての適用としている。

【危機管理室応急対策担当課長】

- ・ 項目は以上である。それでは市長、副市長、質問等はあるか。

【高橋副市長】

- ・ 今日示された対策については、危機管理室が中心となり、各局としっかり調整してもらい、年度末に向けて調整、取りまとめをよろしくお願いする。
- ・ 資料の 18 ページだが、今回被災者支援システムの更新ということで、被害認定調査業務と罹災証明書の発行業務のシステム化について、紐付けをして一括で進めてほしいが、罹災証明書については取得してから生活再建支援金であるとか税の減免・仮設住宅への入居で公費解体など被災者の方が行う様々な手続きにおいて必ず必要になるので、その都度、罹災証明書を取るということではなく、可能であればこのシステムを活用して効率的に手続きできないか、その点をお伺いする。

【危機管理監】

- ・ 罹災証明書発行後の被災者支援の活用であるが、ご指摘の生活再建支援金や税の減免・仮設住宅への入居、これも市で行う事務である。そういった申請を受ける際に当該システムを活用すれば、支援対象者の特定が容易になるので、将来的には罹災証明の添付を求めないというようなことも視野に被災者の負担軽減に向けた検討を進め、関係所属と調整を行っていきたいと考えている。

【高橋副市長】

- ・ 是非ともよろしく願います。被災した方が行う手続きは様々なものがあるので、手続きにおいて「あっち行け、こっち行け」とならないような形で、総括的な調整を念頭に入れていただき、市民の立場に立って全市的な対処方法についても検討していただきたいと思います。

【危機管理室応急対策担当課長】

- ・ その他質問はあるか。

【横山市長】

- ・ 非常に多岐にわたって各所管の方で取りまとめいただいております、ありがたい。何点か質問も含めて、今回の範疇ではないかもしれないがお聞きする。まず3ページ目の水道について、水は非常に重要だと思うが、耐震化事業の進捗状況はどうか。

【水道局長】

- ・ まず浄水場については、南海トラフ巨大地震レベルの対策について、今年度当初をもって、日常想定される平均給水量を浄水処理する能力分の確保はすでに終えており、問題は管路になっている。管路については、今期から PFI 事業を進めており、市内を12に分割した一次配水ブロックの広域断水が回避できるルートの確保を、13年度末を目標に進めているところである。

【横山市長】

- ・ 順次進んでいると思うので、こちらもよろしく願います。
- ・ 8ページの避難所の空調整備についても、鋭意進めていただいているところかと思う。今年の夏も非常に暑く、これから益々温暖化の影響もあると思うが、暑い時期も続くと思うので、説明にもあったが、可能な限り早く手続きが進むように対応いただけたらと思う。よろしく願います。
- ・ 12ページの避難所集約のスキーム作りについて、前回も申し上げたが、まず避難されて、数日で自宅に帰られる方が結構いると想定される。自宅が無事で帰られる方の把握は避難所集約のスキームで必要になってくるかと思う。集約された避難所のイメージも載せていただいているが、こういった形のテント等を設置して中期ぐらいの避難になる方でも安心して避難していただけるような体制づくりが必要だと思うので、避難所集約のスキーム並びにテント等の備蓄に関してもぜひ進めていただき、可能であれば、体制が整い次第、住民の皆さんに知っていただくために、PRするのも重要かと思うので、その点もお願いしたい。
- ・ 13ページの車中泊避難用のスペースのリスト化も、非常に重要な観点かと思う。車中泊避難が可能であることを、整い次第になると思うが、周知していくということによ

いか。車中に避難いただける、そしてこういう場所に来ていただくと避難いただける
ということのPRを今後考えていくという理解でよいか。

【危機管理監】

- ・ 公園中心になると思うが、リスト化をして、市民にしっかり周知していきたいと思う。

【横山市長】

- ・ 車であれば、冷暖房もあるし、充電も可能な場合もあるので、車への避難、スペースのリスト化の周知というのは重要だと思う。ぜひよろしくお願いします。
- ・ 最後に19ページの公費解体について、今回、能登半島地震でも、いつまでたっても撤去が進まない倒壊した家屋等を見ると復興が進まないという印象も受け、なんとかならないのかという思いもある。一方でやはり個人の財産であり、慎重に対応しないといけないというのかもしれないと思う。だからこそ発災の前から想定できる事務を整理して、関係者でフローを共有していくというのは非常に重要だと思うので、ぜひこの点もしっかり進めていただくようお願いしたい。

【危機管理室応急対策担当課長】

- ・ では、最後に3点目の議題「その他」について、特段の議題等はないが、全体を通じて質問はあるか。
- ・ 質問はないようなので、以上の報告を踏まえて、市長から職員への指示をお願いする。

【横山市長】

- ・ 繰り返しになるが、大阪市は帰宅困難者対策等も含まれ、都市の機能としては非常に多岐にわたるので、事前に準備しておくことが多いと思うが、細かくこういった形で担当の皆さんと項目立てて、発災した時にスムーズに動ける体制づくりをお願いしたい。
- ・ 前半は能登の支援状況について報告いただいた。今なお不自由な生活を余儀なくされている方々もたくさんいらっしゃると思う。可能な限りサポートに入っていただき、関係機関と連絡を密にして、また要請等があれば迅速に対応いただくよう引き続きよろしくお願いします。
- ・ 冒頭申し上げたが、地震の後に大雨被害となるなど、我が国は本当に災害が多い国であり、複合のリスクにおいても対応できるような体制づくりも合わせて考えていかなければならないと思う。
- ・ 多岐に項目がわたると思うが、今日示していただいたように、部局横断的に取り組みを進めていただき、本年度末には大阪市防災会議を開催して、地域防災計画を修正し

内容を反映していきたいと思う。引き続き市民の安心安全のために横断的に取り組みを進めていただくよう、よろしくお願いします。

【危機管理室応急対策担当課長】

- ・ 予定していた議事がすべて終了したので、以上をもって大阪市災害等支援対策本部会議を閉会する。